

ID: 1741

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 こども福祉係

処分の概要	特定教育・保育施設の確認の変更		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第32条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 法第32条第1項の規定による。 (特定教育・保育施設の確認の変更) 第32条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員（第27条第1項の確認において定められた利用定員をいう。第34条第3項第1号を除き、以下この款において同じ。）を増加しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第27条第1項の確認の変更を申請することができる。 2 前条第3項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 3 市町村長は、前項の規定により前条第3項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 7 月 28 日